

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号の規定に基づき、管理者が定める基準

（平成 16 年 3 月 25 日 告示第 2 号）

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号の規定に基づき、管理者が定める基準は、次に掲げるものとする。

1 点検基準

- (1) 炉の位置、構造及び管理が、日高中部消防組合火災予防条例（昭和 61 年 6 月 30 日条例第 3 号。以下「条例」という。）第 3 条に定める基準によっていること。
- (2) ふろがまの位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 2 に定める基準によっていること。
- (3) 温風暖房機の位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 3 に定める基準によっていること。
- (4) 厨房設備の位置、構造及び管理が、条例第 3 条の 4 に定める基準によっていること。
- (5) ボイラーの位置、構造及び管理が、条例第 4 条に定める基準によっていること。
- (6) ストープ（移動式のものを除く。）の位置、構造及び管理が、条例第 5 条に定める基準によっていること。
- (7) 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理が、条例第 6 条に定める基準によっていること。
- (8) 乾燥設備の位置、構造及び管理が、条例第 7 条に定める基準によっていること。
- (9) サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第 7 条の 2 に定める基準によっていること。
- (10) 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第 8 条に定める基準によっていること。
- (11) 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理が、条例第 8 条の 2 に定める基準によっていること。
- (12) 掘ごたつ及びいりりの位置、構造及び管理が、条例第 9 条に定める基準によっていること。
- (13) ヒートポンプ冷暖房機の位置、構造及び管理が、条例第 9 条の 2 に定める基準によっていること。
- (14) 火花を生ずる設備の位置、構造及び管理が、条例第 10 条に定める基準によっていること。
- (15) 放電加工機の位置、構造及び管理が、条例第 10 条の 2 に定める基準によっていること。
- (16) (1) から (15) までの規定にかかわらず、現に条例第 17 条の 4 の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- (17) 液体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 18 条に定める基準によっていること。
- (18) 固体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 19 条に定める基準によっていること。
- (19) 気体燃料を使用する器具の取扱いが、条例第 20 条に定める基準によっていること。
- (20) 電気を熱原とする器具の取扱いが、条例第 21 条に定める規定によっていること。
- (21) 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いが、条例第 22 条の規定によっていること。
- (22) (17) から (21) までの規定にかかわらず、現に条例第 22 条の 2 の規定が適用されている場合にあつては、引き続き、消防長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- (23) 喫煙等が、条例第 23 条に定める基準によっていること。
- (24) がん具用煙火が、条例第 26 条に定める基準によっていること。

- (25) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが、条例第 30 条に定めるもののほか、条例第 31 条の 2 から第 31 条の 8(第 31 条の 6 を除く)に定める基準によっていること。
- (26) 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いが、条例第 33 条に定める基準によっていること。
- (27) 綿花類等の貯蔵及び取扱いが、条例第 34 条に定める基準によっていること。
- (28) (25) から (27) までの規定にかかわらず、現に条例第 34 条の 2 の規定が適用されている場合  
にあつては、引き続き、消防長又は消防署長が同条の適用を認めた状況で維持されていること。
- (29) 消火器が、条例第 35 条第 1 項に定める基準により設けられていること。
- (30) 屋外消火栓設備が、条例第 36 条に定める基準により設けられていること。
- (31) 自動火災報知設備が、条例第 37 条に定める基準により設けられていること。
- (32) 避難器具が、条例第 38 条第 1 項に定める基準により設けられていること。
- (33) 消防用水が、条例第 39 条に定める基準により設けられていること。
- (34) (29) 並びに (32) の規定にかかわらず、現に条例第 40 条の規定が適用されている消防用設備  
等にあつては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況であること。

## 2 点検要領

- (1) この点検基準に基づく点検票は別記様式のとおりとし、点検要領は別記のとおりとする。
- (2) 前項の点検票は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく報告の際、同法施行規則第 4 条の 2 の 4 第 3 項に定める報告書に添付すること。

## 附 則

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。